



愛のある移住のかたち。
こうち
 二段階移住



すてっぷ移住で
 高知暮らし



高知での暮らしに興味のある方に
 二段階移住をオススメします。



- ✓ 田舎暮らしに興味があるけれど、いきなりの移住はちょっと不安。
- ✓ 高知への移住を考えているけど、どこがいいのか迷っている。
- ✓ ゆっくりと時間をかけて、高知を知りたいんだけど。
- ✓ インターネットだけじゃ、高知のことがよく分からない。
- ✓ 移住へのサポートがあれば安心だなあ。



れんけいこうち広域都市圏

「こうち二段階移住」は、高知県内 34 市町村で形成する「れんけいこうち広域都市圏」での取組です。
 詳しくは、こうち二段階移住ホームページをご覧ください。



山・川・海・まち。 ぜんぶ高知にそろっちゃうき。



豊かな自然に囲まれている高知県は
温暖な気候、長い日照時間という恵まれた環境の中で

暮らしも仕事も食も人も

それぞれ個性があり、魅力にあふれています。

そんな高知での暮らしに興味があるけど

移住への一歩がなかなか踏み出せないあなたに

高知から「すてっぷ移住（二段階移住）」をご提案します。



二段階移住とは

高知県内に移住するにあたって、まずは比較的都市部である高知市に移住・滞在（1ステップ目）していただき、そこを拠点に高知県内を巡りながら自分に合った場所を見つけて、最終的に安心して移住（2ステップ目）していただく、移住の一つの方法です。



移住専門スタッフが「オール高知」で二段階移住をサポートします。

サポート 1

一段階目となる高知市でのお試し移住費用を最大 22 万円補助

※補助条件あり

サポート 2

二段階移住のため県内市町村を巡る際のレンタカー費用を最大 2 万円補助

※補助条件あり

サポート 3

安心して高知へ移住できるように県や県内市町村と連携してサポート

高知市二段階移住支援事業費補助金

高知県内への二段階移住を考えている方に、一段階目の移住・滞在となる高知市でのお試し移住費用等を補助します。高知市内でお試し移住（建物賃貸借契約の締結）をする前に高知市に申請が必要となりますので、まずはご相談ください。

補助要件

高知県内での二段階移住を目的に、一段階目となる高知市内で1か月以上の建物賃貸借契約を締結する予定のある方で、以下の全ての要件を満たす方です。

- 1 高知県外在住の方で、高知県内での二段階移住を検討している。
- 2 二段階移住先の検討のため、高知市を除く県内市町村の移住相談窓口を3か所以上巡ることができる。
- 3 高知県が実施する「高知家で暮らし隊」の会員である。
- 4 二段階移住の目的が「転勤」または「入学・通学」ではない。
- 5 生活保護法等による住宅に係る公的扶助を受けていない。
- 6 過去にこの補助金を受けたことがない（同居者を含む）。
- 7 高知市税を滞納していない。
- 8 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則第4条各号に該当しない。
- 9 二段階移住のPR活動・アンケートに協力できる。
- 10 二段階移住の検討状況について、高知市に定期的に報告ができる。

補助金額

お試し移住費用（※1）

上限 **22** 万円（実費）
※1,000円未満は切り捨て

一段階目となる高知市で、1か月以上の建物賃貸借契約を締結した物件に入居する場合、「1か月分の家賃」「初期費用（礼金・仲介手数料・家賃保証料・鍵交換料・その他これに類するもの）」「引越しに係る荷物運搬料（※2）」を補助します。

※1 交付決定額（上限 22 万円）のうち、1/2 の額を賃貸借契約締結後に概算払請求することができます。
※2 引越しに係る荷物運搬料は、引越し業者に依頼したものが対象になります。

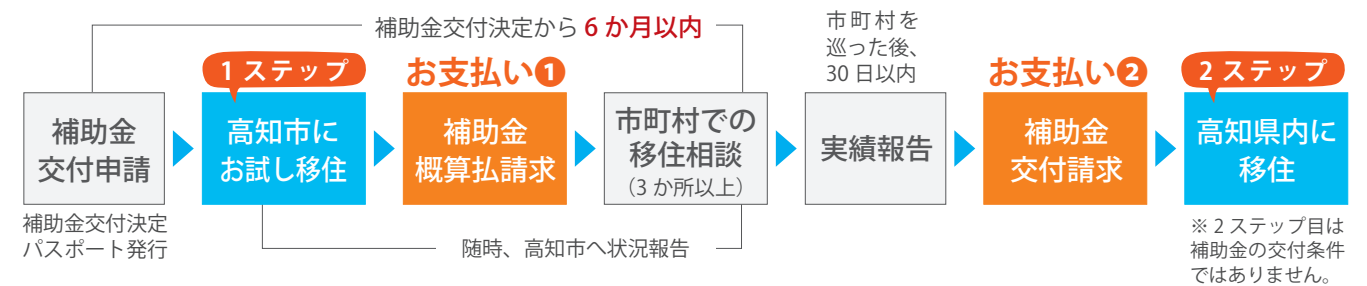
レンタカー費用（※3）

上限 **2** 万円（実費×1/2）
※1,000円未満は切り捨て

二段階移住の相談を行うために、高知市を除く県内市町村の移住相談窓口を巡る際に使用するレンタカー利用料を補助します。

※3 レンタカーは、道路運送法上の許可を受けたレンタカー会社のものが対象になります。

補助申請の流れ



お支払い ①

補助金概算払請求

高知市から補助金交付決定を受けた後、高知市内で1か月以上の賃貸借契約を締結した物件に入居された方は、「①お試し移住費用」の交付決定額の1/2を請求することができます。

お支払い ②

補助金交付請求

高知市を除く県内市町村の移住相談窓口を巡り、高知市が発行した「すてっぷ移住パスポート」にスタンプを3個以上受けた方は、高知市に実績報告書を提出し、「①お試し移住費用（※）」及び「②レンタカー費用」（レンタカー利用の場合のみ）を請求することができます。
※「お試し移住費用」の概算払いを受けている場合は、交付決定額から概算払請求額を差し引いた額となります。

- 二段階移住支援事業費補助金の受け付けは、予算の範囲内で、先着順となります。
- 建物賃貸借契約書や領収書など、補助事業に係る関係書類は5年間保管してください。
- 補助金交付決定の年度内に事業が完了しない場合は、別途「繰越承認申請」が必要になります。
- 申請にあたってご提供いただきました個人情報は、移住サポートや情報提供を実施する関係機関（高知県・県内市町村・移住関係団体）にのみ提供することとし、本人の承諾なくその他の第三者には提供しません。

二段階移住 Q & A



Q

二段階移住ではなく、最初から移住先を高知市に決めています。本補助制度の対象になりますか。

本補助制度は、高知県内への二段階移住を目的とした高知市へのお試し移住に関する補助金であり、二段階移住を検討されていない方は補助の対象にはなりません。

Q

高知市に補助申請をする前に、高知市内でアパートを借りてしまいました。補助は受けられますか。

補助を受けるためには、高知市内で建物賃貸借契約を締結する前に、高知市へ補助申請を行った上で、補助交付決定を受ける必要がありますので、補助は受けられません。

Q

補助要件で「『高知家で暮らし隊』の会員である」とありますが、会員になるにはどのような手続きをすればいいですか。

高知県のホームページ「高知家で暮らす。」またはファクス、郵送で入会手続きができます。詳しくは（一社）高知県移住促進・人材確保センターへお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

（一社）高知県 UI ターンサポートセンター
〒780-0870 高知県高知市本町 4-1-32
こうち勤労センター 5階
☎ 088-823-9336 Fax 088-855-7764



高知家で暮らし隊
QRコード

Q

補助申請に必要な「お試し移住に要する費用が確認できる資料等の写し」とは、具体的にどのようなものでしょうか。

不動産業者や引越し業者、またはインターネットによる概算見積もりなど、高知市での建物賃貸借契約及び引越しで必要となる経費の内容が分かるものです。

Q

高知市へお試し移住をする際の「引越しに係る費用」とは、どのようなものがありますか。

高知県外から高知市内のアパート等に入居する際に、引越し業者に支払う荷物運搬費用が対象になります。

Q

ウィークリーマンションへの支払いは、「お試し移住費用」の補助の対象になりますか。

1か月間以上の建物賃貸借契約を締結した場合には、補助の対象となります。

Q

高知市に補助申請をしたときの見積もりより、実際には高く費用がかかりました。どうすればいいですか。

「お試し移住費用」の合計額が、補助金の交付決定額を上回った場合は、高知市の窓口でご相談ください。

Q

高知市へお試し移住をする際の旅費（航空料金・高速道路料金等）は、補助の対象になりますか。

旅費は補助の対象にはなりません。

Q

補助事業完了後（交付決定から6か月以内）は、すぐに高知市のアパートから退去しなければなりませんか。

すぐに退去する必要はありません。ご自身に合ったペースで二段階目となる移住先をお探しくください。

Q

県内市町村の移住相談窓口を回る以外にレンタカーを借りた場合、補助の対象になりますか。

二段階移住の相談を行うために使用することが要件となりますので、補助の対象にはなりません。

Q

パスポートの有効期限内に、スタンプを3個以上集めることができませんでした。どうすればいいですか。

「お試し移住費用」の補助金の交付決定額が減額（上限10万円）となりますので、変更交付申請を行ってください。

問合せ先

高知市地域活性推進課
移住・定住促進室

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号 本庁舎4階
☎ 088-823-8813 Fax 088-823-9382
✉ kochi-life@city.kochi.lg.jp

高知市の移住・定住に関する情報は [こうちらいふ](#) 検索

